

青少年健全育成条例の あらまし



この条例の目的(第1条)

青少年の健全な育成に関する基本理念及び県等の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めてこれを総合的かつ計画的に推進し、あわせて青少年の健全な育成を阻害し、又は非行を誘発するおそれのある行為を防止し、もって青少年の健全な育成を図ることを目的としています。

基本理念(第3条)

青少年は、心身ともに健やかに成長する権利を有することにかんがみ、家庭、学校、職場、地域社会その他あらゆる生活の場において尊重されなければなりません。

県・県民・事業者・保護者の責務(第4条～第7条)

- 県は、基本理念にのっとり、青少年の健全な育成に関する施策を策定し、これを実施するものとしています。
- 県民は、青少年の健全な育成を支援する社会環境の形成に努めるとともに、青少年の健全な育成を阻害する社会環境から青少年を保護するように努めなければなりません。
- 事業者は、事業活動を行うに当たり、その社会的責任を自覚し、青少年の健全な育成に配慮するように努めなければなりません。
- 保護者は、青少年を健全に育成することが自らの責務であることを自覚し、健康で明るい環境において青少年を保護監督・教育するように努めなければなりません。

青少年の定義(第14条)

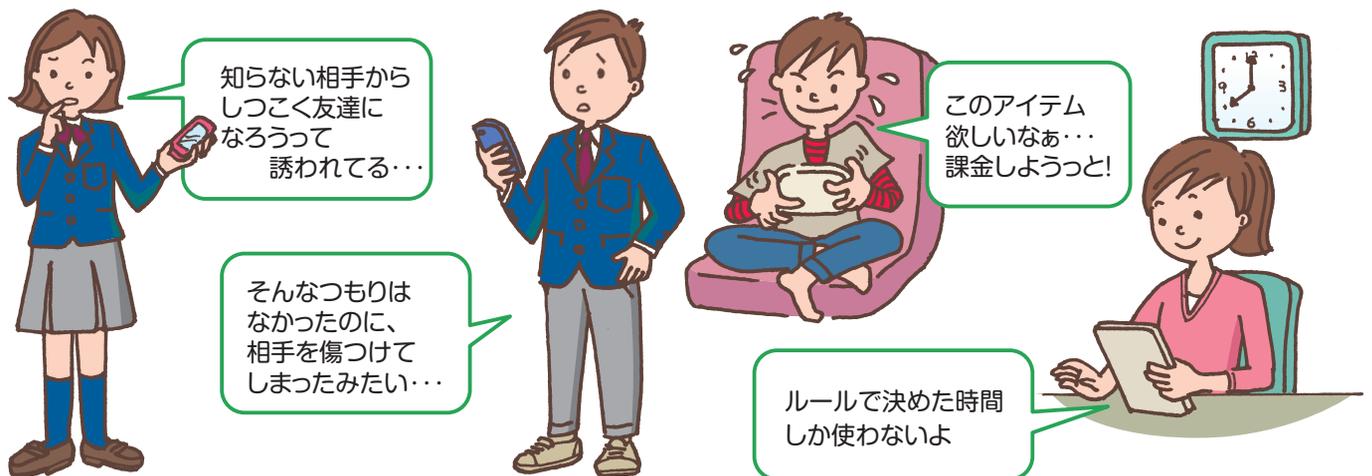
18歳未満の者をいいます。

青少年が安全に安心してインターネットを利用するために

インターネットの利用に係る保護者の責務(第15条の2)

- インターネットの利用に伴う危険性や過度の利用による弊害を認識して、青少年が適切に活用するために必要な教育を行わなければなりません。
- インターネットの利用状況を適切に把握し、青少年とともに守るべきルールを決めるなどインターネットの適切な利用の確保に努めなければなりません。

※ここでいう「保護者」は、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(以下「法」といいます。)に規定される保護者をいいます(第15条の2から第16条の4まで同じ)。
具体的には、「親権を行う者若しくは後見人又はこれらに準ずる者」をいいます。



インターネット上の情報に係る自主規制等(第16条)

- 何人も、青少年の健全な育成を阻害するインターネット上の情報(以下「有害情報」といいます。)を青少年に閲覧・視聴させないように努めなければなりません。
- 一般向けにインターネットを利用することが可能な端末を提供する事業者等は、青少年有害情報フィルタリング(以下「フィルタリング」といいます。)ソフトウェア等の活用により、青少年に有害情報を閲覧・視聴させないように努めなければなりません。
- 端末の販売・レンタルを生業とする者又はプロバイダ等は、フィルタリングソフトウェアやフィルタリングサービス等に関する情報を提供するように努めなければなりません。

フィルタリングは、有害情報等を一定の基準で選別し、閲覧等を制限する機能です。

フィルタリングには、携帯電話インターネット接続回線(5GやLTE回線等)で作用するネットワーク型のものや無線LAN回線等でも作用するフィルタリングソフトウェア(アプリケーションをインストールして設定するなど)等があります。



自主規制等の例

- プロバイダ(インターネットサービスプロバイダ)
顧客へのフィルタリングの提供、ホームページ等でフィルタリングを紹介など
- パソコンなどのレンタル事業者
利用者の年齢確認、フィルタリングを導入した端末を貸し出すなど
- インターネットを利用できる端末の提供者(図書館、インターネットカフェなど)
年齢確認のある会員制の導入、フィルタリングを導入した端末を貸し出すなど

携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の説明義務等(第16条の2)

契約者又は使用者が青少年の場合、保護者に次の事項を説明するとともに、その内容を記載した書面又は電磁的記録(以下「書面等」といいます。)を交付しなければなりません。

○法第14条関係

- インターネットの利用により、青少年が有害情報を閲覧する可能性があること
- フィルタリングサービス、フィルタリング有効化措置の必要性と内容に関すること

○条例第16条の2関係

- 青少年がインターネットを不適切に利用することで、犯罪を誘発したり、犯罪に巻き込まれたり、自己又は他人に有害な行為をするおそれがあること
- 保護者は、フィルタリングサービスを利用しない、若しくはフィルタリング有効化措置を希望しない場合、利用等しない旨の申出書面等を提出する必要があること
- 無線LAN回線等によりインターネット接続ができる端末(スマートフォン等)の場合、青少年が無線LAN回線等を利用して有害情報を閲覧・視聴する機会が生じること
- 携帯電話事業者が提供できるフィルタリングソフトウェアの内容に関すること



説明義務等は、新規契約のほか、「保護者からフィルタリング解除の申出があった場合」等にも生じます。

説明義務等の前段として、携帯電話端末等の使用者が青少年かどうかを確認しなければなりません。(法第13条)



フィルタリングサービスを利用しない旨等の申出書面の提出等(第16条の3)

携帯電話インターネット事業者

携帯電話端末等の使用者が青少年である場合、フィルタリングサービスの提供を条件として契約しなければなりません。

契約の日から契約が終了する日又は、使用する青少年が18歳になるまでのいずれかの早い日まで、提出を受けた書面等を保存しなければなりません。

保護者

フィルタリングサービスを利用しない(利用の解除を含む)場合、「規則で定める正当な理由」を記載した書面等を提出しなければなりません。

正当な理由(青少年健全育成条例施行規則)

- 青少年が就労している場合で、フィルタリングにより業務に著しい支障がでる場合
- 青少年が心身に障害を有し、又は疾病にかかっている場合で、フィルタリングにより日常生活に著しい支障がでる場合
- 保護者による利用状況の適切な把握等により、青少年が有害情報を閲覧、又は視聴することがないようにすること

携帯電話インターネット事業者等

青少年を特定携帯電話端末等(※)の使用者とする契約の場合、無線LAN回線等の利用によるインターネットへの接続に対応したフィルタリング有効化措置を講じなければなりません。

契約の日から契約が終了する日又は、使用する青少年が18歳になるまでのいずれかの早い日まで、書面等を保存しなければなりません。

保護者

フィルタリング有効化措置を希望しない場合には、「有効化措置を希望しない正当な理由」を記載した書面等を提出しなければなりません。「忙しいから」「面倒だから」というものは正当な理由に該当しません。

(※)現状では、無線LAN回線によりインターネットに接続可能なスマートフォン、Cellular機能付きのタブレット端末が考えられます。

携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対する勧告等(第16条の4)

知事は、携帯電話インターネット接続事業者等が、青少年確認義務や説明義務等、保護者から提出を受けた申出書面等の保存義務に違反していると認めるときには、必要な措置を講じるように勧告することができます。

また、この勧告に従わないときには、その旨を公表することができます。

青少年の健全育成のための環境整備

関係業者の自主規制(第15条)

興行者(※1)、図書類取扱業者(※2)、特定がん具類取扱業者(※3)には、次のような場合、青少年にその興行を観覧させたり、その図書類、特定がん具類を販売したり、頒布したり、貸し付けたりしないように自主的に必要な措置をとることが求められます。

- 興行や図書類の内容が性的感情を刺激したり、残忍性があったり、自殺や犯罪を誘発したりする場合
- 特定がん具類が形状、構造、機能から見て人の生命、身体、財産に危害を及ぼしたり、非行を誘発したり性的感情を刺激したりする場合

自主規制の具体例

- 青少年に見せない、販売しない旨の表示
- 有害商品の仕入れを自粛
- 図書類、特定がん具類の陳列方法や場所の工夫、改善
- 購入者に対する年齢確認
- 従業員に対する教育研修の実施



- (※1) 興行者……映画や演劇、演芸又は見せ物を営む事業者をいいます。
- (※2) 図書類取扱業者……書籍、雑誌その他の印刷物、絵画、写真、映画フィルム又は映像記録媒体(録画テープ、DVD、BD等機器を使用して映像又は音声が再生されるもの)を販売、頒布、貸し付ける事業者をいいます。
- (※3) 特定がん具類取扱業者……性的感情を刺激するがん具その他の物品又は人の生命、身体若しくは財産に危害を及ぼすおそれのある刃物その他の器具を販売、頒布、貸し付ける事業者をいいます。

有害興行の指定等(第17条)

知事は、興行の内容が青少年の健全な育成を阻害する(著しく性的感情を刺激する、甚だしく残忍性を有する、著しく自殺や犯罪を誘発する)と認めるときには、その興行を有害な興行と指定することができます。興行者は、有害な興行を青少年に観覧させてはいけません。

【違反すると30万円以下の罰金又は料料】

有害図書等の指定等(第18条)

図書類取扱業者は、有害図書を青少年に販売したり、頒布したり、貸し付けたり、見せたりしてはいけません。

【違反すると30万円以下の罰金又は料料】

有害図書類とは……

○知事が「個別に」指定するもの(個別指定)

図書類の内容が、青少年の健全な育成を阻害する(著しく性的感情を刺激する、甚だしく残忍性を有する、著しく自殺や犯罪を誘発する)と認めるときは、その図書類を有害図書類として指定することができます。

○知事が指定するまでもなく「包括的に」有害図書となるもの(包括指定)

1. 雑誌又は書籍(ページ数は表紙を含む)

全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為を被写体とした写真又は絵で、規則に定めるものを掲載するページが総ページの5分の1以上を占めるもの

2. 映像等記録媒体(DVD、ビデオテープ等)

(1)上記1と同じ描写の時間が連続して3分を超えるもの

(2)日本ビデオ倫理協会、コンピュータソフトウェア倫理機構、日本映像倫理審査機構、コンテンツ・ソフト協同組合、映像倫理機構、日本コンテンツ審査センターが内容を審査し、「成人向け」としたもの

(下記のシールが貼られているもの)



有害図書・ビデオ・DVD等の区分陳列の方法

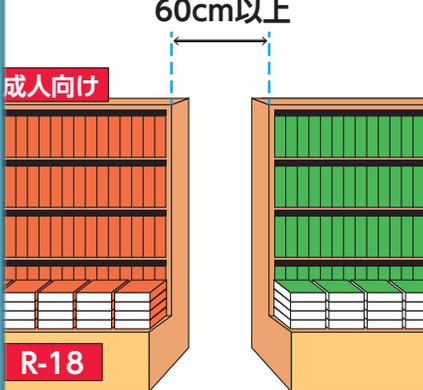
次のいずれかの方法により、有害図書類を他の図書類と区別して陳列しなければなりません。
それぞれの店舗に最適な方法を選択してください。

1



間仕切り等で仕切り、内部を見通せない措置をとる

2



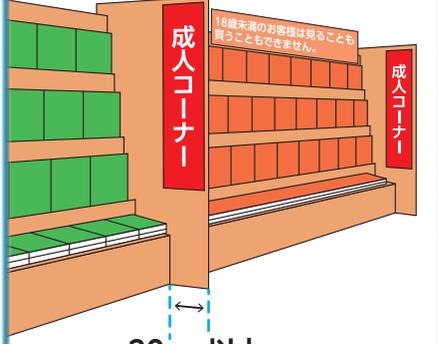
60cm以上

成人向け

R-18

陳列棚を他の棚と60cm以上離す

3



20cm以上

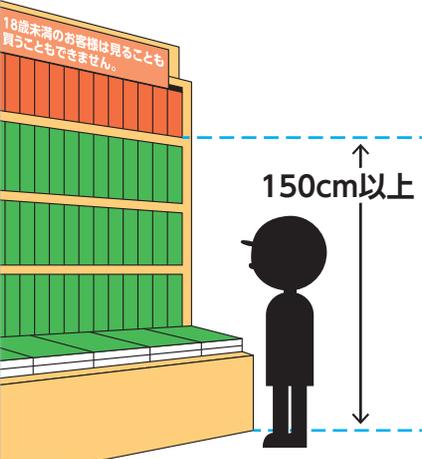
成人コーナー

18歳未満のお客様は見ることも買うこともできません。

成人コーナー

20cm以上張り出す仕切り板(透視できないもの)を設ける

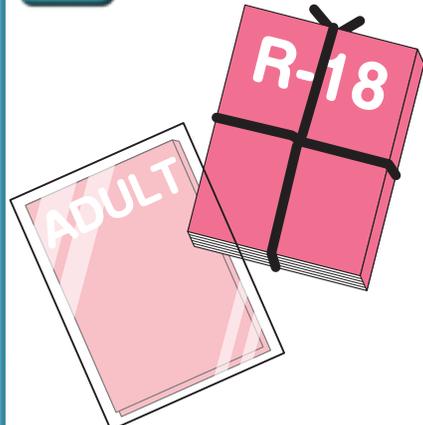
4



150cm以上

150cm以上の高さに背立てで陳列する

5



R-18

ADULT

1から4ができないときは、ビニール包装、ひも掛け等を行う

※注

さらに有害図書類の陳列場所には、青少年に販売や閲覧等が禁止されていることを表示しなければなりません。

<表示の例>

宮城県青少年健全育成条例により

18歳未満の方は、見ることも、買うことも、借りることもできません。

【違反すると知事が改善命令をし、従わないと10万円以下の罰金又は料料】

有害特定がん具類の指定及び販売等の禁止(第19条)

特定がん具類取扱業者は、有害特定がん具類を青少年に販売したり、頒布したり、貸し付けたりしてはいけません。
【違反すると30万円以下の罰金又は科料】

有害特定がん具類とは・・・

- 知事が有害特定がん具類として個別に指定するもの(個別指定)
特定がん具類の構造、機能から見て、人の生命、身体、財産に危害を及ぼしたり、性的感情を刺激したりして、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認めるもの
- 知事が指定するまでもなく包括的に有害特定がん具類となるもの(包括指定)
 - 下着の形状をしたがん具類
 - 使用済みの下着である旨が表示され、又はこれと誤認させるもの(ブルセウ商品等)
 - 規則で定める性的ながん具類(大人のおもちゃ等)

広告物の掲示の制限(第20条)

著しく性的感情を刺激する、甚だしく残忍性を有する、又は著しく自殺若しくは犯罪を誘発する看板、ポスターその他の広告物を掲示してはいけません。

【違反すると知事が有害広告物の内容変更命令や撤去命令をし、従わないと30万円以下の罰金又は科料】

図書類・特定がん具類自動販売機等に関する義務

設置の届出(第22条・27条)

図書類・特定がん具類自動販売機を設置しようとする場合は、その15日前までに知事へ届出をする必要があります。届出した内容に変更が生じたとき、又は廃止したときは、変更、廃止の日から15日以内に知事へ届出をする必要があります。

【違反すると10万円以下の罰金又は科料】

届出済証のはり付け(第23条・27条)

上記設置の届出をしたものは、届出をした自動販売機の表面の見やすいところに、知事が交付する届出済証をはり付けなければなりません。

【違反すると10万円以下の罰金又は科料】

また、届出済証が破損等したときには、再交付の申請をしなければなりません。

管理者の設置(第24条・27条)

上記設置の届出をする者は、自らが「直ちに」その自動販売機等内から有害図書類・有害特定がん具類を撤去する等の措置ができない場合には、その自動販売機等ごとに、自己に代わってその措置ができる者を管理者として置かなければなりません。

販売等の制限(第25条・27条)

上記自動販売機等による図書类等取扱業者は、その自動販売機内に有害図書類、有害特定がん具類を収納してはいけません。

また、自動販売機内に収納した図書類、特定がん具類が知事による有害指定を受けたときには、ただちに自動販売機等から撤去しなければなりません。

【違反すると30万円以下の罰金又は科料】

営業の停止(第26条・27条)

知事は、図書類・特定がん具類自動販売機等による図書类等取扱業者等が、その自動販売機等による販売又は貸し付けをする営業に関し、

- 無届営業、虚偽の届出
- 届出済証の無貼付
- 有害図書類・有害特定がん具類の収納、不撤去

のいずれかに該当したときは、その者に対し、6ヶ月以内の営業停止を命ずることができます。

【命令に違反して営業をした場合は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金】



青少年の健全な育成を阻害する行為の禁止

金銭貸付け等の禁止(第29条)

質屋、古物商、貸金業者は、保護者の委託又は同意がない場合は、青少年から物品を質受けしたり、買い受けたり、あるいは金銭を貸し付けたりしてはいけません。
【違反すると10万円以下の罰金又は科料】

※ここでいう「保護者」は、親権を行う者、児童福祉施設の長等で青少年を現に監督保護する者をいいます。以下同じ。

興行場等への深夜入場の禁止と表示義務(第30条)

興行場、遊技場(カラオケ店、インターネットカフェ、ボウリング場など)を営む者は、保護者が同伴する場合のぞき、深夜(午後11時から翌日の午前4時までの間)、その営業所に青少年を入場させてはいけません。
【違反すると30万円以下の罰金又は科料】



また、利用者の見やすい箇所に、深夜における青少年の入場を禁止する旨の表示をしなければなりません。表示をしなかった者に対しては、知事が表示をするように命ずることができます。

【命令に従わなかった者に対し、10万円以下の罰金又は科料】

青少年立入禁止場所等への同伴の禁止(第34条)

何人も、青少年立入禁止場所(キャバクラ、パチンコ店、ラブホテルなど)に青少年を同伴してはいけません。



風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第5号に規定する遊技場(いわゆるゲームセンター)の規制

○16歳未満の青少年

午後6時(当該青少年の保護者が同伴する場合は午後8時)から翌日の午前6時までの間、入場禁止

○16歳以上18歳未満の青少年

午後10時から翌日の午前6時までの間、入場禁止

みだらな性行為やわいせつな行為の禁止(第31条)

何人も、青少年に対しみだらな性行為やわいせつな行為をしてはいけません。

【違反すると2年以下の懲役又は100万円以下の罰金】

何人も、青少年に対してこうした行為を教えたり、見せたりしてはいけません。

【違反すると50万円以下の罰金又は科料】

※青少年であることを知らなかったことを理由に罪を免れることはできません。

児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止(第31条の2)

何人も、青少年に対して不当な手段(※)を用いて児童ポルノ等の提供を行うように求めてはいけません。
【違反すると30万円以下の罰金又は科料】

※不当な手段…「拒まれているにもかかわらず」「威迫して」「困惑させて」「欺き」、「対償を供与又は供与する約束をして」の5つの態様をいいます。



入れ墨を施す行為等の禁止(第32条)

何人も、医療行為等の正当な理由がある場合のほかは、青少年に対し、入れ墨を施したり、その間を取り持ちたりしてはいけません

【違反すると1年以下の懲役又は50万円以下の罰金】

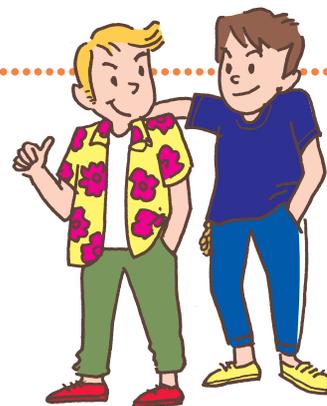
※青少年であることを知らなかったことを理由に罪を免れることはできません。

有害行為のための場所提供等の禁止(第33条)

何人も、青少年に対して次のような行為が行われること、又は青少年がこれらのことを行うことを知りながら、場所を貸したり、その間を取り持ちたりしてはいけません。

- (1) みだらな性行為又はわいせつな行為
- (2) 賭博
- (3) 大麻、麻薬又は覚醒剤の使用
- (4) トルエン又はシンナー、接着剤等の不健全な使用
- (5) 喫煙又は飲酒
- (6) 入れ墨を施す行為

【違反すると50万円以下の罰金又は料料】



喫煙及び飲酒の禁止(第35条)

何人も、青少年に対し、喫煙や飲酒をすすめてはいけません。



深夜外出の制限(第36条)

何人も、正当な理由がなく、青少年を深夜（午後11時から午前4時までの間）に連れ出し、同伴し、又はとどめたりしてはいけません。

【違反すると10万円以下の罰金又は料料】

保護者は、特段の事情がなければ、深夜に青少年を外出させないように努めなければなりません。

立入調査等(第39条)

県では、条例の周知・徹底を図るため、立入調査員を指定し、立入調査を実施しています。

立入調査員は、興行場や遊技場、図書類・特定がん具類取扱店、広告物の提示場所、風俗営業等を行う場所等に立ち入り、調査したり、関係者に質問することができます。

これを拒んだり、妨げたり、又は質問に対して答えなかったり、嘘を言ったりすることはできません。

【違反すると10万円以下の罰金又は料料】

この条例に関するお問い合わせは

宮城県 環境生活部 共同参画社会推進課

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目 8-1

電話 022-211-2577

ホームページ：<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kyosha>

(令和4年6月作成)